

平26福情答申第8号

平成26年9月29日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年3月20日付け保在第1150号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市障がい者在宅支援課が福岡県障害者福祉課に提出した書類で、〇〇氏個人の情報が記載されたもの」の非公開(存否応答拒否)の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市障がい者在宅支援課が福岡県障害者福祉課に提出した書類で、〇〇氏個人の情報が記載されたもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成26年2月7日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成26年1月30日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年2月7日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年2月20日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成26年9月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

- (1) 福岡市障がい者在宅支援課が福岡県障害者福祉課に提出した書類の中で、異

議申立人に関する情報が記載されたものに相手側である福岡市障がい者在宅支援課が虚偽の証言をしている可能性があり、その事実確認が必要である。

- (2) 福岡市障がい者在宅支援課は他でも虚偽の証言をしている。
- (3) 文書が公開されないと、正当かつ妥当な処分であったかわからない。
- (4) 非公開決定通知書（様式5号）は、公文書を公開しない理由の欄に福岡市情報公開条例第7条第1号又は第10号第1項に該当という文言が定型的に印刷されており、多くの文書が非公開決定を前提としていると推測される。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年4月22日付け弁明意見書及び同年7月2日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

福岡県障害者福祉課との間で交わす公文書のうち、特定個人に関する情報が記載された公文書としては、主に障がい者福祉施設従事者等及び使用者による障がい者虐待に関する報告書など、障害者虐待防止法関係の公文書がある。この公文書には、特定個人の氏名や住所地、生年月日等のほか、虐待を受けたとき、又は受けなかったときの状況など、当該個人のプライバシーに深く関わる記載が多く含まれており、条例第7条第1号に規定される個人情報に該当し、非公開情報として取り扱う必要があるものである。

(3) 処分庁が本件非公開決定処分を行うに至った理由

実施機関が本件非公開決定処分を行うに至った理由は、特定個人に関する虐待関係の公文書の存否を答えるだけで、当該個人が虐待を受けた、又は受けたのではないかと疑われた事実が明らかとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。この規定は、当該公文書は存在するが、非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。そこで、以下においては、本件で請求されている公文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検討することとする。

2 本件で公開請求された公文書について

本件で公開請求された公文書は、特定個人に関して実施機関と福岡県との間でのやり取りされる書類である。実施機関の説明によれば、本件対象文書に相当するものとしては、一般的に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第4項の障がい者福祉施設従事者等及び同条第5項の利用者による障がい者虐待に関する報告書等が挙げられるとのことである。

したがって、本件存否応答拒否の検証においては、実施機関が特定個人に関して、福岡県と情報のやり取りをしていることを明らかにした場合、これにより非公開とすべき事実が明らかになるものか否かを判断する必要がある。

3 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人

を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のイからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のイは、個人に関する情報であっても「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は例外的に公開することを規定している。

(2) 本件対象文書の存否の情報について

上記2のとおり、一般的に、本件対象文書に相当するものとしては、障がい者福祉施設従事者等及び使用者による障がい者虐待に関する報告書等が挙げられるとのことである。

そうすると、本件対象文書としてこのような報告書等がある場合にはその事実そのものから、特定個人について障がいがあること及び特定個人が虐待を受けた、又は受けたのではないかと疑われた事実が明らかとなる可能性があり、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、本件対象文書の存否の情報自体が第1号に該当するものということができる。

他方で、当該情報が同号ただし書のイに該当するとの事情も見当たらない。

(3) 結論

以上のとおり、特定個人に関して実施機関と福岡県との間でのやり取りすることとされている上記(2)の報告書等の書類は、その存否を明らかにすることにより、当該特定個人の障がいの有無や同人が虐待を受けているかどうかを明らかにすることは否定できないから、その存否自体が非公開情報に該当するものと認められる。また、これらの情報に関して、人の生命等の具体的法益を保護すべき事情も確認できない。

よって、実施機関が条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は妥当である。

なお、その余の異議申立人の主張は上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年3月20日	実施機関が審査会に諮問
平成26年4月22日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年5月14日（第1部会）	審議
平成26年6月10日（第1部会）	審議
平成26年7月2日（第1部会）	実施機関より意見聴取
平成26年8月5日（第1部会）	審議
平成26年9月10日（第1部会）	本人より意見聴取，審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，石森久広，五十川直行，馬場明子